

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第5項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言という」。）が解除されるとともに、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が改正されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

併せて、全ての市町村長は、同法第37条において準用する同法第25条の規定に基づき、市町村対策本部を遅滞なく廃止することとされていますので、市町村に対してその旨周知をお願いいたします。なお、特措法に基づかない市町村対策本部として引き続き設置することは妨げられません。

(別紙1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・深町・小松崎・宮内・渡邊・小田切

直通 03(6257)3086

入間市危機管理指針

平成 29 年 4 月

入 間 市

(4) 市危機対策本部（危機レベル4）

レベル4の危機が発生し又は発生するおそれがある場合、市の全力をもって対応するため、全庁体制の市危機対策本部を設置する。

市危機対策本部の体制は次のとおりとする。

- ・本部長は市長とする。
- ・副本部長は副市長及び危機管理監とする。
- ・本部員は、教育長及びすべての部局危機管理責任者とする。ただし、部局危機管理責任者のうち会計管理者については、主管する業務にかかる危機の場合に限る。
- ・市危機対策本部の事務局は、危機管理課とする。なお、必要に応じて、広報課長、人事課長及び本部長が指名する職員を加える。

第3章 事前対策（平常時の危機管理）

第1節 危機管理意識の高揚（職員研修の実施）

危機管理課は、職員の危機管理意識の向上を図るため、人事課等と連携し、危機管理に関する研修を実施するよう努める。

第2節 職員等の非常招集体制の構築及び緊急連絡網の整備

所属危機管理責任者は、夜間、休日における非常招集体制を構築し、職員への緊急連絡網を整備する。

第3節 危機管理マニュアルの整備

所属危機管理責任者は、危機管理マニュアル（所管する業務において想定される危機のうち、特に重要な危機についての対応マニュアル）を作成し、所属職員に周知するものとする。

なお、各種危機に対応する組織又は計画（危機管理マニュアル等）が既にある場合は、この指針の趣旨に反しない限り、それぞれの組織又は計画に基づいて危機に対応するものとする。

（危機管理マニュアル記載項目例）

- ・被害想定
- ・緊急体制
- ・危機レベル移行指標
- ・初動対応における対策手順
- ・応急復旧のための対策項目
- ・市民問い合わせ窓口設置
- ・必要資機材、調達先
- 等